

上小圏域河川整備計画(東御市) 概要版

「河川整備計画」は、平成9年の河川法改正により創設された制度で、計画期間内に実施を予定している河川整備の内容等を広く地域の皆様に知っていただくためのものです。

この中では、従来から進めてきている河川改修、さらには今後、県として進めたいと考えている河川整備の予定を記載するほか、河川の維持管理に関する考え方、河川情報の提供や地域の皆様・関係機関との連携に関する考え方など広範囲な内容を記載することとなっています。

上小圏域の河川整備計画は、上田市、東御市及び小県郡6町村(丸子町、長門町、真田町、武石村、和田村、青木村)の8市町村を対象として計画策定を進めておりますが、近年、東御市内で頻繁に発生している浸水被害に早急に対応するため、東御市における河川整備の内容を抜粋し、今回の「上小圏域河川整備計画(東御市)」を先行して策定することとしました。

東御市内における整備予定箇所等の詳細な部分については本編をご覧ください。この概要版では、今回お示しする河川整備計画原案の考え方を中心に骨子をご紹介します。

上小圏域河川整備計画(東御市)原案の概要

第1章 対象流域と河川の現状

対象圏域の概要

当圏域は長野県の東部、信濃川水系の中流域にあり、上田市、東御市、小県郡6町村(丸子町、長門町、真田町、武石村、和田村、青木村)で構成される。今回の計画対象となる東御市は圏域東部にあり圏域のほぼ中央を流下する千曲川の国土交通省と長野県の管理境上流域に位置する。

圏域内河川の現状

東御市内の河川は、急峻な地形を流下するとともに、梅雨期や台風期に多くの降雨があることから、洪水被害が毎年のように発生しており、特に昭和57年台風18号、昭和58年台風10号と2年連続して大きな被害を受け近年も集中豪雨による浸水災害が発生している。

金原川においては河川総合開発事業として平成12年に多目的の金原ダムが完成している。

第2章 河川整備の目標に関する事項

計画対象区間

今回の河川整備計画の対象となる河川および流域は、信濃川水系に属する一級河川のうち、東御市を流下する16河川(千曲川を除く)、全長約97km、流域面積約180km²とする。なお、上小圏域の他の市町村については、現在、調査検討中であり、今後速やかに整備計画を策定するものである。

計画対象期間

本整備計画の対象期間は、河川整備の実施に関する事項に記載されている河川整備が一連の効果を発現する期間として、今後20年間とする。

洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項

東御市内の河川のうち、沿川の人口や資産の集積状況、現況の流下能力、過去の災害発生状況を踏まえ、洪水による被害が発生した河川もしくは発生の危険度が高い河川、想定される被害の大きな河川として、求女川、西沢川、

金原川を優先的に整備する。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

東御市は、長野県で最も雨の少ない地域であり、古来より農業用水等の不足に悩まされている。金原川においては、渇水時に流水が不足し、河川環境の悪化が懸念されるために、金原ダムで流水の正常な機能の維持に必要な流量対策を行うこととし、河川の低水流況、水利流量の確保、景観、動植物の保護、流水の清潔な保持等を勘案し、国道18号基準点で通年0.051 m³/sを確保する。

第3章 河川整備の実施に関する事項

河川工事の目的、種類及び施工の場所

ここに記載する河川は、河川整備計画の目標を実現させるための具体的方策として計画的に河川整備を施行する河川とする。

優先的に整備を行う河川に関する内容

河川名	治水安全度目標	施工延長等	河川工事の種類
求女川	1 / 30	河道改修: 2,880m	護岸整備
西沢川	1 / 10	河道改修: 220m	護岸整備
金原川	1 / 30	河道改修: 1,800m	護岸整備、国道・町道横断部改修

河川の維持の目的、種類及び施行の場所

- 定期的な河川管理施設の点検・パトロールを行い、土砂の異常堆積や立木が治水上の支障となる場合及び護岸の修繕が必要な場合においては適切な対策を講じる。
- 圏域内河川の水量・水質については、河川モニター、関係市町村、利害関係者、河川愛護団体等から積極的に情報を収集し流況の把握に努める。
- 河川の豊かな自然環境を保全し、将来へ良好な姿で引き継いでいくため、河川愛護思想の定着と河川愛護団体の支援を積極的に行う。

第4章 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項

河川情報の提供に関する事項

- 雨量、水位等に関する情報を関係機関に提供することにより、水防活動等の必要な対策への支援を行うとともに、関係市町村と協力して住民の洪水への警戒や迅速な避難を促す。
- 関係市町村と協力して、浸水想定区域図や避難路等の防災情報を記載した洪水ハザードマップの作成を推進し、浸水時の被害の軽減に努める。
- パンフレットの配布、イベントの開催およびインターネットホームページ開設等により河川に関する情報の提供をおこない、河川事業に関して広く理解を得られるように努める。

地域や関係機関との連携等に関する事項

- 河川管理者と水防管理団体の相互の協力体制の確立に努め、出水時には協働して対応を行う。
- 治水上影響が大きい土地の改変を伴う開発行為については、関係機関と連携して流出量の逓減に努める。
- 水質事故が発生したときは、事故状況の把握、関係機関への連絡、河川や水質の監視、事故処理等原因者および関係機関と協力して行い、その影響の軽減に努める。
- 異常渇水時には、関係者と連携し節水等の広報活動を行うとともに、必要に応じて利害関係者間の利用調整のための情報提供に努める。